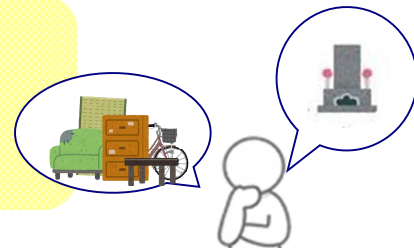


～単身でお住まいの高齢者、障害者の方対象～ あんしん居住サービス利用助成

あんしん居住サービス利用助成とは？

ひとりでお暮らしの方が、区内の民間賃貸住宅に入居する際に死亡時の①葬儀の実施、②残存家財の片付けを提供するサービスに加入した場合、サービスの事務手数料を助成するものです。



助成を受けられる方



- 身体障害者手帳1級～4級
 - 精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - 愛の手帳1度～3度
- 上記の手帳交付を受けている単身世帯



65歳以上の単身世帯

- 前年の所得※が256万8千円以下である方。

※1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年の所得（前年の所得を証明する書類を提出できる場合は、前年の所得）。

- 生活保護を受給していない方。

- サービス契約日翌日から1年を超えておらず、過去にこの助成を利用していない方（立ち退き要求等本人の意思によらず、住み替えが必要となった方は利用できる場合があります。ご相談ください）。

助成金額

事務手数料実費（上限20,000円）

～サービス提供会社の例～

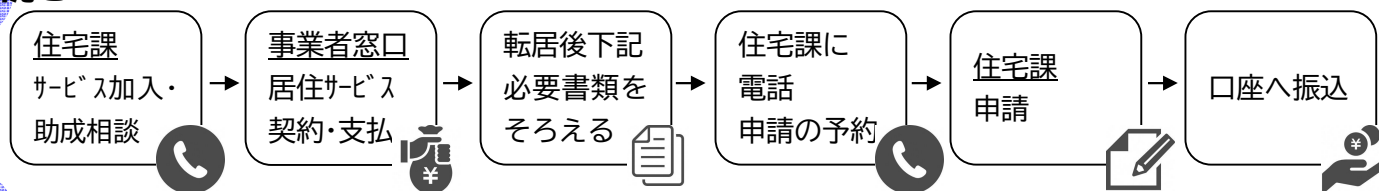
（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが提供する「あんしん居住制度」は、葬儀の実施（読経、告別式を除く）、残存家財の片付け、見守りサービスを、それぞれ単独であるいは組み合わせて契約することができます。料金の支払いには、預かり金タイプと月払いタイプがあります。詳細は同センターまで。tel：03-5989-1784

対象となるサービス

入居者の死亡により次のサービスをともに行うもの

- 葬儀の実施
- 残存家財の片付け

手続き



必要書類等

- ①世帯全員の住民票（新しい住所のもの）
- ②前年の所得を証明する書類（課税・非課税証明書等）※
- ③あんしん居住サービスの契約書写し
- ④事務手数料を支払った証明書（領収書等）
- ⑤住宅の賃貸借契約書の写し
- ⑥障害者世帯の方：それぞれの手帳
- ⑦印鑑（朱肉を使うもの。シャリ不可）
- ⑧振込口座通帳等（銀行名・名義人・口座番号等わかるもの）

※1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年の所得を証明する書類（前年の所得を証明する書類を提出できる場合は、その書類）。

問い合わせ先：
中野区都市基盤部住宅課
【区役所9階4番】
TEL：03（3228）5581
FAX：03（3228）5669